

第四十八回国会 参議院建設委員会會議録第二十三号

昭和四十年六月一日(火曜日)

午後十時一分開会

委員の異動

六月一日

辞任

小林 英三君

補欠選任

赤間 文三君

出席者は左のとおり。

委員長

中村 順造君

理事

稲浦 鹿藏君

川野 三曉君

熊谷太三郎君

瀬谷 英行君

委員

小沢久太郎君

小山邦太郎君

高橋文五郎君

米田 正文君

安田 敏雄君

大和 与一君

白木義一郎君

田上 松衛君

村上 義一君

委員以外の議員

田中 一君

衆議院議員

達澤 寛君

衆議院議員

達澤 寛君

国務大臣

建設大臣 小山 長規君

政府委員

建設政務次官 白濱 仁吉君

建設省道路局長 尾之内由紀夫君

建設省住宅局長 尚 明君

事務局側

常任委員会専門員

中島 博君

本日の会議に付した案件

○地方住宅供給公社法案(内閣提出、衆議院送付)

○継続審査要求に関する件

○中国横断自動車道建設法案(衆議院提出)

○本土、四国連絡橋(鳴門、明石ルート)架設促進に関する請願(第二八五三号)

○委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、小林英三君が委員を辞任され、その補欠として赤間文三君が選任されました。

○委員長(中村順造君) それでは、地方住宅供給公社法案を議題といたします。

本案は、前回におきまして質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、附帯決議案は、討論中にお述べを願います。

○瀬谷英行君 社会党を代表して、本法案に賛成をいたしたいと思ひます。

この法案の審議の過程においてはいろいろ問題がございましたし、なお、われわれとしては、十分満足すべきものとは考えておりませんが、ともかくも、現在の深刻な住宅難を解決するために、一歩前進しなければならぬであらうという緊急の目標のために、本法案に賛成をしたいと考えるものであります。

しかしながら、いままでの委員会でも、その質疑の過程で問題になりましたが、金利のことが論議

されました。勤労者の負担が事実上軽くないようなことであつては、せっかくのこの法律案の趣旨というものが生かされないことになると思ひますので、いろいろと考えた結果、各派の皆さん方の同調を得まして附帯決議を提案をしたいと思ひます。

附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議案

政府は、本法律案の立法の趣旨に基づき、住宅を必要とする勤労者の負担を極力軽減するよう地方公社の事業運営等に関し、特段の措置を講ずべきである。

右決議する。

以上であります。

○委員長(中村順造君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

地方住宅供給公社法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村順造君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました瀬谷君提出の附帯決議案を議題といたします。

瀬谷君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村順造君) 全会一致と認めます。

よつて瀬谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、小山建設大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○国務大臣(小山長規君) ただいまの附帯決議の趣旨に即するように極力努力をいたす所存でございます。

○委員長(中村順造君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中村順造君) 次に、継続審査要求についてはかりいたします。

住宅協同組合法案につきましては、閉会中もお審査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中村順造君) 次に、中国横断自動車道建設法案を議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員達澤寛君。

○衆議院議員(達澤寛君) ただいま議題となりました中国横断自動車道建設法案につきまして、私

は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の議長者を代表いたしまして、その提案の理由並びに要旨を御説明申し上げます。

現下われわれの当面する最も緊要な政治的課題は、経済の高度成長、社会諸情勢の急進展に伴って醸成せられた地域格差を是正し、経済のびずみを解消して、広域的見地に立つた国土の均衡ある発展を期するにあることは申すまでもありません。これがためには、まず、特に地方における交通体系の確立、なほ今後は新しい時代趨勢たる幹線高速道路網の建設が最も喫緊の基本的命題であると思ふのであります。

ひるがえつておもんみるに、中国地方は、さきに中国地方開発促進法に基づく開発計画がようやくその緒につかんとし、かつまた、いわゆる新産業、工特商法の実施に伴い、瀬戸内海沿岸地域に中核的産業拠点が設定せられ、それぞれの建設計画が進められているのであります。本地方全般についてみれば、なおいまだ全国的水準を下回っており、特に山陰地方はいまなお低後進性を脱却し得ず、現に山陽地方との格差は依然として顕著なものがあつて、したがって、この際、中国地方全域にわたる総合一体的開発の実をあげるためには、比較的先進性をもつ瀬戸内ベルト地帯と、裏日本格的な先進性をもつ山陰地方とが、中国山脈によつてさきざき互に相互間の距離的、時間的断層を除き去して、有機的に相つなぐことが先決の要諦であります。これがため、現行道路整備五カ年計画における陰陽連絡一般国道の整備促進を期することとはもとよりであります。他面、あたかも本年度より中国縦貫高速自動車道の着工を契機として、竿頭さらに一步を進め、陰陽の枢要地域を結ぶ肋幹の高速自動車道を建設し、両々相まって、幹線高速道路としての機能を十全せしむることが必然の要請であり、長期的展望に立つた本地方開発のビジョンを実現するゆえんであると思ふのであります。しかも、本地方はえんえん六百キロに及ぶ長大な地域を擁する形状等にかんがみ、道路交通体系上、それぞれの拠点地域を結ぶ複線路線

の設定が必要不可欠であります。

すなわち、本法案においては、新産業都市、工業整備特別地域その他工業地帯を周辺に擁して、特にわが国屈指の重化学工業地帯としての夢を將來に託する瀬戸内ベルト地帯と日本海への門口を扼する山陰の拠点とを結ぶ二路線を建設せんとするものであります。これらの横断自動車道建設の暁においては、縦貫自動車道と経緯相結び、本地方総合開発の幹線網の形成を期するのみならず、隣接する阪神、瀬戸内、北九州との交流を円滑迅速化して西日本広域経済圏の重要な一翼をになうことになり、かつまた、日本海を隔てて一衣帯水の間にある大陸との交易においても、その地位的優位と役割りは、將來に多大の期待を嘱し得ること必定でありまして、広くわが国経済の伸長発展と民生の安定向上に寄与するところきわめて大なるものがあると思ふのであります。

叙上の観点に立つて、地元関係住民の間には、多年の懸案たりし縦貫道の着工とともに、本横断道の建設要望がほうほうとして高まつてまいりました。われわれは、このような地域的住民年来の宿願にこたへ、盛り上がる輿論の趣向と、本地方の発展の將來に対処して、これが実現をはかるため、特に本法案を提出することとしたのであります。

以上が本法案提出の趣旨であります。次に、本法案の要旨について若干の御説明を申し上げます。

第一は、本法案の目的についてであります。山陽地方と山陰地方との交通の迅速化をはかり、相互間の産業経済等の関係を一そう緊密にし、かつ、国土開発縦貫自動車道たる中国自動車道と相まって、中国地方の総合的な開発をさらに強力に推進するため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に中国地方を横断する自動車道の高速交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに、国民経済の発展に寄与せんとするものであります。

ます。

第二は、本自動車道の予定路線についてであります。本路線は起点を岡山市付近及び終点を境港市とし、主たる経過地を岡山県真庭郡落合町付近とする路線並びに起点を広島市及び終点を浜田市とする二路線でありまして、この基準に基づき政府は別に法律を作成し、すみやかに国会に提出しなければならぬこととしたしております。

なお、本路線の指定については、国土開発縦貫道の方式に準じてこれを行なうこととしたし、内閣総理大臣は、国土開発縦貫自動車道審議会の議を経て予定路線を決定することと相なっております。

第三は、本路線の建設に関する基本計画についてであります。これが決定に当たつても内閣総理大臣は前述の予定路線同様の手續を経て、これを行なうこととしたして、さらにこの基本計画立案等のための基礎調査についても所要の規定を設けております。

第四は、現行高速自動車道法の一部改正を行なひまして、同法に準拠する本自動車道整備計画を作成する等所要の規定を設けることとしたしております。

以上が本法案の提案理由並びにその要旨であります。したが、こいねがわくば慎重御審議の上、すみやかに御議決賜わらんことを切にお願いする次第であります。

○委員長(中村順造君) 本案に対し、御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○瀬谷英行君 この中国横断自動車道の緊急性の問題でありますけれども、地形を見てみると、岡山から境港、それから広島から浜田の、この二路線になつてはいるわけでありまして、この間を結びたいという気持ちはこれはわかるわけでありまして、しかし、何といつても、この肋幹の骨のほうを先にこさえて、背骨のほうをあとにしたのじゃ、これは何にもならぬと思ふのです。そうすると、順序からいふと、中国縦貫自動車道といったようなものが整備をせられ、阪神地帯と北九州とを連

絡をする道路が完備したあとでないと、肋幹の横断道路のほうもあまり意味がないのじゃないかという気もいたしますし、順序としては当然そうありますが、着工の時期等につきましては、そのような順序を想定をせられておるのかどうか、以上の点について第一にお伺ひしたいと思います。

○衆議院議員(遠澤寛君) お答えいたしますが、御質問の趣旨はそれとおりであります。私も考えております。しかしながら、この中国横断道路のことにつきましては、さきに本院におきましても御議決をいたしておりました九州横断道より一歩前にこの計画はやつておつたのであります。

その理由は、御承知であらうと思ひますが、中国地区は、中国中央山脈がありまして、この趣旨の中にも申し上げましたように、日本海に面しておる鳥取、島根県と、それから瀬戸内海に面しておる岡山、広島とは、経済的にも、いろいろの点に非常な相違があるものであります。したがって、南と北とを一貫するということは、すでに府県の合併をすら唱えておるような状態なんでありまして、そういうような意味合いで、縦貫道はもとより必要であります。縦貫道より以上に、その横断道のほうに熱望を地元民は有しておるのです。しかるに、九州地区は最近、その一歩前にこの横断道の両院の御可決をいただきまして、中国だけが残つておるというので、四県にわたる地方民は非常に心配しております。そこで、そういう意味合いも含めまして、急速に皆さんの御意見から見れば、突如として出たように思われまますが、これは中国のほうから先にいろいろな計画をやつておりました。それぞれの諸願も続けておつたような次第であります。かような意味合いにおきまして、縦貫道を先にやるのがいいじゃないか、これはそのとおりであります。しかしながら、これは地方民の希望と、また、いまの政府が言つておられます地域格差の是正をやるうち、こういうときに縦貫道だけでは十全を期することはできないと、したがって、そういうような意味合いに

おきまして、これは私も、三年や五年のうちに着工はできぬということは承知しております。少なくとも十年や十五年先になるということも肯定できるであります。しかしながら、地方民の希望をつないでいくことは、どうしても政治としてやらねばならぬことだと思っております。かような次第によって中国横断自動車道路の提案をいたしたような次第であります。御了承をいただきたいと思ひます。

○瀬谷英行君 九州横断道路という前例がありましたので、何か、そのために急いで提案をせられたような感じがするわけでありす。しかし少なくとも、このような法案は事前に、あらかじめ、われわれが予備知識を持って審議を十分尽くし得るようになり、と、不十分な審議のままではできません。この緊急性という点から考へてみて、ここできめれば、ことしじゅうに着工するというような性質のものではなくて、十年か十五年ぐらい先になるのじゃないかというふうに見られてゐるものを、会期末の押し詰まったところにもつてきて、突如として、ほとんど予告なしに提案をされまると、われわれの感じとしては、終列車に飛び乗るをするような感じがするわけでありす。一体、この横断道路が、沿線の地域住民、関係市町村といったような人たちの間で納得をされて路線の決定が行なわれたものなのかどうか。それから、その周辺の地質等についての調査研究が十分に、すでに終わっているものなのかどうか。関係地域等において利害の対立するような点がないものかどうか。それらの点についての予備知識というものは全然われわれのほうにないのです。参議院の建設委員会としては、さっぱりわからないわけなんです、正直言つて。わからないまま、もう押し詰まったところで、どうだというふうに言われると、何か参議院としては、いままでの例からいうと、われわれは慎重に問題を取り上げ、公正な立場に立つて十分な審議を行なうというたてまえをとつてまいりましただけに、いささかふに落

ちかねる点があるわけでありす。そこで、私がさつき申し上げたように、その緊急性について、特にこの押し詰まったところで早急に上げなければならぬという理由は一切何かという点について、疑問を持たざるを得なかつたわけでありすから、その点について、私がいま申し上げました内容とともに、再度お答えをいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(逢澤寛君) 緊急に提案をしたということについては、仰せのとおりのように一応考えられますが、先ほど申し上げましたように、本院に出すのは緊急であつたのであります。問題点は、ずっと九州より数カ月前から議案にいたしまして、そして御指摘になりましたような地元の関係府県また関係住民の間では、さきにも理由書に申し上げておりましたように、ほうはいとして、ぜひすみやかにやつてもらわなければいかぬという非常に熱心な陳情や請願を受けているのであります。これは、提案の各党とも、そういうような陳情を受けているのであります。したがうして、地元の熱望というものは、想像に余るものがあるものであります。

それから対立するところがあるかどうかというふうなお尋ねであつたのであります。若干、初めには中国、四国というふうな構想を持っておつたのであります。そこで、理想としましては、中国、四国は、日本海から太平洋に行くというふうな構想を持っておつたのであります。これは、そういうふうな大きな構想ではなかなかわかにかない、こいうことでありまして、いろいろな情勢がありました。そこで、四国というところは切り離したというふうな関係があります。当初は、四国を入れると若干そこに意見の一致を欠くようなところもあつたのであります。そこで、四国は後日に譲りまして、これは別の機会に四国は四国としてやつていただく、四国の同僚諸君によつてこれはやると、こいうことになりまして、中国だけをやるということになつてまいりました。

それからいま一つは、境港まで行つております。本来なら米子を起点とするというふうな説もあつたのであります。けれどもまた将来日本海をつなぐという意味合いにおきまして、境港を起点として、そうして岡山市付近ということをおえつけておりますのは、この理由書にもいつておりました。そこで岡山市付近というものは、将来大岡山が構成されたとときには岡山となるのであります。岡山市以外になるのじゃないかということがあつたわけでございます。そこで、あえて岡山市付近ということにいたしました。かような意味合いにおきまして、緊急性のおしかりはあつたのであります。これは政党的にも緊急にこれをやらねばいかぬ、九州ができたのに、なぜ中国がでないか、と、中国地区の衆参両院の連中が急慢ではないか、こいうようなところまでなつてくるのであります。それは地元民の声そのものであらうと思つております。それが衆参両院の連中に反映いたしまして、そうして皆さんの、参議院の建設委員会とせられますとたいへん緊急のように見えます。が、実質におきましては、緊急ではない、九州より前にやつておつたということも御理解をいたしたいと存じます。

○委員長(中村順造君) この際おはかりいたします。委員外議員田中一君から発言を求めておられます。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。田中一君。

○委員(田中一君) これは、大臣行つちやつたからどうにもならぬですがね、こいう立法がおかしいことは、私は、十五年しか国会におきませんけれども、これは必ず起る問題です。というのは、たとえば特別都市という法律

案が二十幾つございます。実績をあげておりません。ひとえにこれは行政庁の権限、行政庁の計画にまつておる状態でありまして、実効をあげておらない。したがつて、今度のこいう九州横断道路から出発して、中国横断道路の法が出るということは、結局政府の道路政策の貧困からくるものだと思つてゐます。今日まで縦貫道の法律がございまして、これも結局法律ができておつても、これに対する助言的な制約もなければ何にもございせん。要はこれらの法案は、その地区の選挙対策にすぎない、とわれわれ同僚議員に対して、はなはだ不適なことでありますけれども、これにすぎないということ。何といつても、これは政府がほんとうに真剣に道路政策と取り組むならば、こいう立法はおそらく提案しないと思つてゐます。

そこで政務次官に伺ひますが、これらの法案がこれから、九州が成立した、中国が成立した場合には、必ず近畿、東海、東京周辺、それからことに極端に格差のある東北の道路網についても行なわれると思つてゐます。こいう問題ができていいかどうかの問題が一つ。

それから、今日まである縦貫道の法律、一応基本法ができておりますから、かくたくさんあるところの縦貫道の法律というものを全部集約して——これはもう超党派でできると思ひますが、次国会には縦貫道並びに横断道の基本法というものを制定する意思があるかどうかということを、ひとつ政府に伺つておきたいのです。私は、こうした横断道の立法が議員提案によつてなされたことは自然だと思つてゐます。自然だと思ひますけれども、われわれ立法府におる者が、ただ法をもてあそんでいいものではありません。そのために立法と行政とが分かれております。いたずらに法律をつくらなくても行政権内で行ない得る問題でありますから、その点ひとつ——まあ白濱さんもあつた辞表を出すか知らないし、小山さんも辞表を出すか知らないが、これは大事な問題でありますから、その点は明確に——次国会には道路に關し

て、 方的な立法が数々ございす、これらの問題、縦貫道並びに横断道を含めて、単一のほんとうの日本の国土計画的な道路政策の基本法を出さうか。もし出さないならば、これは問題でございす。いたずらに議員が議員のそれぞれの立場において立法化をする——法律というものは数少ない方がいいのです。法律というものはほんとうに少ない方がいいんです。あとは信頼する行政面にゆだねることが一番正しいのでありますけれども、その点ひとつ政務次官に伺っておきます。これはちやんぽらんならば聞きやしません。その問題をいまほんとうにしないと、次国会から陸続と横断道の法律案が提案されますから、その点を伺っておきます。

○政府委員(白濱仁吉君) いま御指摘の問題については、建設省といたしまして、すでにいろいろと検討を加えておいた最中でございす、御指摘のように、予算措置の問題もありまして、私どものほうでなかなか提案するには至らなかった。そのやさきに、実はこうした提案がなされておるのであります、私どもも、来国会というか、来たるべき国会というか、近い機会に、こうしたものをまとめて出したという検討を加えておる最中でございすので、御了承を得たいと思うわけであります。

○委員以外の議員(田中一君) そうすると、近い国会においてそれらの縦貫道、横断道を含めて基本的な幹線道路計画というものを、そうして、今後とも提案されようとする新しい計画のものも含めたものが提案されるというように理解してよろしいございすか。

○政府委員(白濱仁吉君) ただいま田中委員の御指摘のとおりでございます。私ども、全体を含めての基本法律を出したいというふうなことで検討を加えておるのであります。

○委員以外の議員(田中一君) いま逢澤さんなども、法律を通せばすぐ仕事にかかろうと思つて検討しておるのであるが、これはすべて予算的措置というものが必要でありますから、まあ

これは結局選挙対策だと思つたのです。そういうものはわれわれは極度に避けなければならない。そこで、いま瀬谷委員から質問があったのを伺つておりまして、これらのものが提案されて、そうして国会で議決されて成立したところの法律に對するところの計画というものは、明年度の予算に計上しようとするか、しないか、この点を伺つておきます。かりに計上するのだというならば——これは参議院選挙後の臨時国会でも、陸続と出てまいります。しかし、それらは全体を勘案して、そうして予算措置等も行なうのだという答弁ならば、これはおそろくストップすることです、一応は、いわゆる全体計画を待つということになると思ひますが、その点ひとつ責任ある答弁をしてほしいと思ひます。

○政府委員(白濱仁吉君) 直ちに予算づけをすることがかどうかという問題は、非常にむずかしい問題でございまして、御承知のとおり、すでにこういう縦貫高速道路のことにつきましても、わずかに予算が本年度、政府と党の皆さま方のお力添えによつて、二十億ついた状態でございす、こうした法案が議員立法でできるといふことになりますと、当然政府としても責任を感じてやらなきやならぬ、急ぐということに相ならうかと思ひますので、その辺は賢明なる田中先生は十分御承知と思ひますので、これ以上のことはこの場でなかなか——私どもも、来年は必ず予算をつけるのだというふうなことの言明まではなかなかできない問題であらうかと思ひますが、政府としては当然努力をするということに相ならうかと思ひわけであります。

○委員以外の議員(田中一君) 近々にそれらの縦貫道、横断道を含めて基本的な法案をつくるのだ、態度をきめるのだということを、いま政務次官答弁しておりますから、そのでさ上がつた基本線について予算づけをするというならば、これは認めていいと思うのですが、また、瀬谷委員もいま言つておるに、突如として出た何ら見も知らないとこの地域の法律案に対して、法律が成立

したから必ずそれは予算づけを強制されるのだという考え方に立つならば、おそろくわれわれのほうでは、この法案に対しては賛成しないと思ひます。この法律案が成立したから必ずやるのだということではなくして、全体の政府の責任、全体の基本的な道路基本法というものの、基本的な建設法というものを制定されて後、全体の考慮をするという答弁ならば、これは満足いたしませんけれども、法律が出たから、成立したから、直ちにこれの仕事をするのだということでは、一体政府には基本的な道路政策はないということをお知らせをしないのです。したがつて、御答弁が私の逆のほうに答弁されておるので、そうすると、この臨時国会を目ざしてわれわれ社会党も陸続と横断道の法律案を出します。こうなつたんで一体どうにもならぬことだと思つたのです。前段において政務次官が表明した御意見とは違ふと思つたのですが、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ただいまのお話でございす、実は過去の例によりますと、田中先生も十分御承知と思ひますが、議員提案の縦貫道法とか、この種の法律が出ますと、翌年度には調査費を要求するというきたりでまいりました。しかし、ただいま御発言のような趣旨もございすし、先ほど白濱政務次官からもお答え申しましたように、なるべく早い機会に、全国のことといった種類の計画を統一する集大成するといふような準備をいたしておりますこともございすので、来年の要求につきましては、まだどうするかという方針をきめておりませんから、十分そのような御意見を拝聴した上で予算要求の段階になつて考えていきたい、かように考えております。

○委員以外の議員(田中一君) ちょっとおかし。予算要求する段階までに基本的な道路計画を立てるかどうかの問題なんです。立てるといふ答弁を政務次官しているのです。その後全体予算づけをするといふことでなくちやならぬ。何も

法律があるから、法律ができたからといって、その横断道の事業ができないというものじやないのです。その法律がなくてもできるのです。したがつて、その点を明らかにしないと、あと陸続と、たくさん法律案が出ることになりまますから、その点を心配して申し上げておるわけなんですから……。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 全国の高速道路の計画法というものををつくるのにはやはりいろいろ準備いたしておりますが、予算要求までにそういった法律体系に持つていくのは困難かと思つたのであります。したがつて、そういった努力はいたしますが、予算要求までにそういったものができたとなれば、いまおっしゃつたようなそういう趣旨に基づきまして、そういった根拠に基づいて全体の予算措置というものは考えられるかと思ひますけれども、おそろく本年は間に合わないと思ひます。したがつて、私は、いまの発言のようなことも勘案いたしまして、予算要求の段階においては、もちろんいま申しましたような趣旨の心がまえを持つておりますから、それをあわせて予算要求の際に十分検討すべきではないか、かような趣旨で申し上げたわけでございす。

○委員以外の議員(田中一君) ありがとうございしました。不十分ですけども、けっこうです。○瀬谷英行君 こういう提案のしかたが例になりますと、これから私は続くんじやないかと思つた。九州横断道路を出された、これに負けちゃいけないというので中国だ、広島だけじゃあいが悪いから岡山だ、それで中国横断道路だ、それが近畿のほうも、東北のほうも、北海道のほうもといふので、関係議員が集まれば線を引っぱつて、ここにも道路をつくらうじやないか、——予算の裏づけのない計画だけの道路網が日本国じやうにたくさんでき上がる。肋骨の数が人間の肋骨の数以上にたくさん肋骨道路ができてしまふ。しかし、実際には計画は予算の裏づけがないために進まないといふような現象になつてしまふと思つた。そうすると、しかも、十分な審議

〔委員長（中村順造）〕 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。中国横断自動車道建設法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村順造君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中村順造君) 次に、請願第二八五三号、本土、四国連絡橋(鳴門、明石ルート)架設促進に関する請願を議題といたします。まず、専門員から説明をいたさせます。

〔速記中止〕

○委員長(中村順造君) 速記を起して。

それでは、本件は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後十時五十四分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、本土、四国連絡橋(鳴門、明石ルート)架設促進に関する請願(第二八五三号)

第二八五三号 昭和四十年五月二十四日受理

本土、四国連絡橋(鳴門、明石ルート)架設促進に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町南浜鳴門市老人連合会内 堀部善助外三千三十八名

紹介議員 三木與吉郎君

本土、四国連絡橋を、鳴門―福良及び岩屋―明石間に、すみやかに架設せられたいとの請願。

理由

離れ島の生活ほど不自由なものはなく、近年交通機関が発達したとはいえ、なお数時間の海路にたよるよりほかに有様であり、その海路による交通ほど不安で意のままにならないものはない。鳴門市民、徳島県民が得られる幸福は、この鳴門、明石ルートの架橋によるほかはない。

五月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は五月二十九日)

一、中国横断自動車道建設法案(衆)

中国横断自動車道建設法案

(目的)

第一条 この法律は、山陽地方と山陰地方との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にし、かつ、国土開発縦貫自動車道たる中国自動車道と相まつて、中国地方の総合的な開発をさらに強力に推進するため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に、これらの地域を通ずる自動車の高速度交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに国民

民経済の発展に寄与することを目的とする。

(予定路線)

第二条 前条に規定する自動車道(以下「中国横断自動車道」という。)の予定路線は、別に法律で定める二路線とする。

2 政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起点を岡山市附近及び終点を境港市とし、主たる経過地を岡山県真庭郡落合町附近とする路線並びに起点を広島市及び終点を浜田市とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき中国横断自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、決定しなければならない。

(基本計画)

第三条 内閣総理大臣は、中国横断自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

(基礎調査)

第四条 政府は、中国横断自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のために必要な基礎調査を行なわなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第二条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。
7 この法律において「中国横断自動車道」とは、

中国横断自動車道建設法(昭和四十年法律第九号)第二条第一項に規定する中国横断自動車道をいう。

第三条第一項中「及び九州横断自動車道」を「九州横断自動車道及び中国横断自動車道」に改める。

第四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 中国横断自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第五条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二項中「九州横断自動車道建設法第三条

第一項の規定により決定された基本計画」の下に「中国横断自動車道に係るものについては、中国横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」を加え、同条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表の国土開発縦貫自動車道建設審議会の項中及び九州横断自動車道建設法(昭和四十年法律第九十二号)を、九州横断自動車道建設法(昭和四十年法律第九十二号)及び中国横断自動車道建設法(昭和四十年法律第九十二号)に改める。

建設委員会会議録第十九号中正誤

ペジ段 行 誤 正

一四 六 附帯決議 附帯決議案

建設委員会会議録第二十号中正誤

ペジ段 行 誤 正

七二 七 組合への 組合へ

八三 元 ただけ これだけ

九一 六 せられ せられて

〇一 三 出損金 出損金

〇二 三 公庫 住宅協同組合

〇三 〇 ございます ございます。

二二 〇 預金部 資金運用部

建設委員会会議録第二十一号中正誤

ペジ段 行 誤 正

四三 七 以上 以下

五三 八 役割り 役割り

〇〇 〇 末 県宅 住宅

六四 八 間 間 間

九三 八 元利に 元利は

〇四 〇 相当の教 相当の数

建設委員会会議録第二十二号中正誤

ペジ段 行 誤 正

四三 終り 五 まうで ほうで

〇四 〇 八 くるうよな くるような

五一 終り 五 コンクリート コンクリートは

七二 八 持ち実 持ち家

昭和四十年六月五日印刷

昭和四十年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局